

第2に、そのため、審理や判決に影響が出ているとの実情報告が各地からなされている。東京からも、迅速化のもたらしめている問題、専門部による審理のあり方についての問題が提起されている。

第3に、そこで、各弁護士会は、裁判官を速やかに2倍以上に増員するよう求めている。

静岡、埼玉、群馬、山梨は2倍が必要とするが、長野は2.43倍、新潟は2.5倍、神奈川県は、3倍強が必要とする。埼玉は将来は6倍程度が必要としている。

第4に、静岡、新潟は東京高裁の支部の設置を求めている。

第5に、支部、出張所の増設が求められている（静岡、新潟、群馬）。東京においては、八王子支部の本庁化、都内簡裁の復活の要請がある。

第6に、夜間裁判所、相談窓口の拡充など、使いやすい裁判所にする提言がある。

なお、いずれの地域司法計画も、裁判所については、人的物的条件の改善だけでなく、弁護士任官と判事補の他職経験などを中核とするキャリア裁判官制度の改革の必要性を強調している。

① 静岡県

(実情)

民事事件数は10年で3割増加、破産は1.3倍になった。しかし、裁判官数はほとんど増加していない（31名が33名に）。

(提言)

①本庁、5支部について検討し、裁判官は2倍にすべき。

②東京高裁の支部を新設すべき

③出張裁判所を4カ所設置すべき。

④夜間裁判所（月数回開廷）を設置すべき。

② 埼玉県

(実情)

・民事訴訟は、平成元年から10年の10年間で5.9%増加し、破産は1.4倍増えた。しかし、裁判官はほとんど増えていない（判事は37名から35名に減少、判事補が11名から24名に増加）。

そのため、民事事件では、週1回しか開廷しない部もある。これは、週5日のうち、4日は開店しない店舗のようなもの。

・支部の裁判官も忙しい。越谷支部は、1人の裁判官で民事訴訟を年間285件処理し、264件の破産事件を処理し、804件の執行事件を処理している勘定になる。また、川越支部は、1人が年間約393件の新件を受理している。

(提言)

- ・裁判官を、現在85名を速やかに170名に倍増すべき。将来は、弁護士も大幅に増えるので、6倍程度に増員すべき。

③ 茨城県

- ・民事通常事件は、平成2年が1182件、10年後の平成11年が1937件で、63%増加した。しかし、裁判官は、平成2年25名、平成12年29名である。

④ 神奈川県

(実情)

- ・県内人口は急増し、現在全国3位。1960年(昭和35年)344万人、2000年(平成12年)849万人で、40年間に2.46倍になった。また、弁護士は720名で全国4位。
- ・横浜地裁本庁の管内人口は昭和35年に比べて平成11年は2.64倍、事件数は民事通常事件は5.37倍、破産事件は180倍。しかし、地裁の裁判官数は、1.61倍(31人が50人)になっただけ。家裁に至っては、家事事件は3.07倍になっているのに、増員なし(9名のまま)。
- ・そのため、審理、判決に様々な問題。また、支部の裁判官がいくつもかけもちをしていて、時間がないことによる問題。

(提言)

- ・横浜地裁83人を257人(3倍強)に増員すべき。横浜家裁は兼任をなくし、41人に。簡裁は27人を57人に。
- ・身近な裁判所にするための改革を提言(総合窓口、相談窓口、)

⑤ 群馬県

(実情)

民事・行政事件は平成元年に比べ、12年後の平成12年は1.38倍に増え、刑事事件は、1.86倍に増えた。しかし、地裁の裁判官数は大きな変化なし。

(提言)

- ・裁判官は、現在の2倍にすべき。
- ・住民は前橋まで2時間かけなければならず、中之条支部の復活を。伊勢崎支部の新設を。

⑥ 山梨県

(実情)

民事通常事件は、ここ10年で1.5倍。破産事件は約8倍。家事事件は、1.6倍。刑事事件は、1.35倍。しかし、裁判官数はほとんど増えていない。

(提言)

- ・裁判官を2倍にすべき。

- ・専門分野を担当する裁判官に弁護士からの任官を。

⑦ 新潟県

(実情)

- ・民事・行政事件数は1960年(昭和35年)5831件であり、42年後の2002年(平成13年)は1万5791件で、2.7倍になった。しかし、裁判官数(判事、判事補)は1960年(昭和35年)23名、2001年(平成13年)24名で、41年間ほとんど変化なし。

(提言)

- ・裁判官の増員 24名を54名に2.25倍。
- ・地家裁支部の復活。
- ・東京高裁新潟支部の設置。(東京と新潟の距離)

⑧ 長野県

(実情)

- ・裁判官は多忙で、審理に影響が出ている。

(提言)

- ・現在16名であるが、日弁連試算の39名程度(2.43倍)が必要。

⑨ 東京都

(実情)

- ・23区の人口828万人、多摩地域(26の市、3町、1村)人口387万人。島の人口を合わせて、東京都全体1228万人。
- ・地裁民事部に判事111名、判事補140名、合計251名。東京地裁民事50部のうち19部が専門部あるいは近い。迅速な事件処理で、手持ち事件数は減ってきているが、反面、審理が充実とは逆方向になっている問題。また、専門調停では専門家による意見の固定などの問題。
- ・昭和61年まで区内に12の簡裁があったが、霞ヶ関1カ所に統合された。
- ・八王子支部は、支部としては全国1位の事件数。それに見合う裁判官、職員がない(事件数の少ない京都地裁より少ない)。行政事件ができない。なお、多摩地域に事務所のある弁護士は、176名。

(提言)

- ・審理のあり方について検討が必要である。
- ・霞ヶ関1カ所にしか裁判所がない状況を見直すべき。
- ・地裁八王子支部の本庁化を。

(2) 検察庁

① 検察官の大幅な増員

第1に、いずれの計画でも、検察官の大幅な増員を求めている。

たとえば、群馬では、恒常的に検察官が不足しており、特に、支部では、他の支部との兼任もあり、超多忙であるという。山梨では、刑事訴訟は10年で1.35倍に増えたが、検事、副検事は同じ数である。

新潟では、検事が減少している。

② その他の改革

埼玉の計画は、埼玉県下の検察の捜査の問題を指摘したうえ、付審判の改善、検察審査会の機能強化など、検察の民主化が必要としている。また、検察官の大幅増員、検察庁内の接見施設の整備、検察官の人権教育などを提言している。

(3) 弁護士、弁護士会について

① 各弁護士会は法律相談事業などを重視

第1に、いずれの弁護士会も、弁護士会で行う諸活動を重視し、会員も、6、7割の会員が、会の行う法律相談、過疎地の法律相談センター、当番弁護士、法律扶助などの活動に参加している。会員の少ない支部では負担も大きいですが、弁護士の使命と考え、それを担っている。

たとえば、茨城県弁護士会は、98名中67名が当番弁護士に登録している。また、特に支部の弁護士は当番弁護士の出動が多く、横浜弁護士会の相模原支部の会員は、年に22日出動し、横須賀支部の会員は19日出動している。

② 弁護士の不足と増員の方法

第2に、東京、横浜を除く各県では、弁護士の増員が課題である。

若手が少なく、被疑者弁護などをするために必要な数の弁護士を確保することが課題だという会もある（群馬県、山梨県など）。

司法へのアクセスを整備することで、弁護士への需要はさらに増大すると考えられる。たとえば、新潟県では、法律相談の場所、時間帯の拡大で、相談件数は増加している。また、当番弁護士の出動件数も急増している。さらに、交通事故の損害賠償額は裁判の場合の方が高くなるが、利用件数は、県内の発生件数、死傷者数のそれぞれ1.1%、0.8%にすぎないという調査もされている（山梨県）。

増員数については、群馬弁護士会は現在弁護士126名であるが、将来は200名は必要としている（人口1万人に弁護士1人程度は要とする）。新潟（現在弁護士127名）では、会員に適正数を聞いたところ、211人（1.7倍）が平均であったという。

増員の対策として、県内出身者と地元修習生に対する勧誘をあげる会が多い。加えて、新潟や群馬では、法科大学院の地元設置が有効と考えている。

③ 法律事務所の偏在

第3に、法律事務所が県庁所在地付近に集中していて、弁護士がいな
いあるいは極端に少ないという偏在の問題がある（埼玉県、茨城県、山
梨県、新潟県など）。

そこで、既に法律相談センターを設置するなどの対策を講じている会
も多いが、さらなる開設も検討されている。

たとえば、静岡県では、弁護士会は3支部に会館を設け、4カ所で常
設の相談所を直営しているが、伊豆半島南部の需要に応えることができ
ていないとして、同地域に法律相談センターあるいは公設事務所の設置
を検討している。

群馬県では、既に支部所在地には法律相談センターを設置しているが、
今後は簡裁の所在地での設置を検討している。

山梨県では巡回法律相談をしているが、県南部に公設法律事務所の設
置を検討したいとしている。新潟県でも、偏在解消のために公設事務所
を検討するとしている。同県の議員アンケートでも、弁護士常駐の公設
事務所を望む声が多い

④ 東京の問題

第4に、弁護士が多い東京にも、法律事務所の偏在と、自治体におけ
る法律相談事業の改善などの問題がある。

すなわち、東京3会の登録弁護士9364名のうち92%の9041
名が23区内で開業している。そして、千代田区、港区、中央区、新宿
区の4つの区に87%の7909名が集中している。他方、江戸川区6
名、葛飾区8名、荒川区11名、板橋区14名、江東区17名である。

また、区の法律相談は週1回～2回のところもあり、予約できない区
民も多い。また、多くの区では各区に在住、開業する弁護士による地区
法曹会が担当しているが、葛飾区以外では直接受任が禁止されている。

東京には、既に公設事務所が二つできている。第二東京弁護士会が支
援する「東京フロンティア基金法律事務所」と東京弁護士会が支援する
「東京パブリック法律事務所」ができているが、このような公設事務所
を成功させる必要がある。

⑤ 法律扶助

第5に、法律扶助の拡充を各県の弁護士会とも求めている。自己破産
の急増で一般事件を圧迫している。国の予算の飛躍的な増大、地方自治
体の財政支援が必要である。

(4) 国民の司法参加（陪審・参審）

各県の計画とも、実現に向けて力を入れている。

(5) 法科大学院

静岡は、県内に少なくとも1つの法科大学院の設置を求めている。

山梨県は、県内唯一の法学部がある私立大学との連携を模索したいとしている。

新潟県は、法科大学院の設置を検討している新潟大学に弁護士会から数名の教員を派遣する予定であるという。

長野県は、県内にある6つの大学に法学部はないが、法科大学院設置をめざして、地域の各界からなる「信州の司法制度懇談会」を2002年3月に設置した。

(6) 地方自治体の役割

新潟県の計画は、地方自治体に対し、①法律相談センター、公設事務所への支援、②自治体における相談窓口の拡充、③法科大学院への取り組み、④自治体の救済機関、⑤法教育、⑥弁護士の自治体行政への関わり、外部監査などを提案している。

東京の計画、神奈川県計画なども、自治体における法律相談の拡充（相談日、相談場所など）と、公設事務所の設置などについて各自自治体の財政支援を望んでいる。

(7) 法教育

関東の各計画は、いずれも、生徒、学生及び成人に対して、法教育、司法教育の実施を提唱している（埼玉県、茨城県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県）。そして、関弁連として、平成14年9月に法教育についてシンポジウムを開催している。

(8) 市民との連携

新潟県弁護士会は、古くから、市民向け広報誌「ひまわり」を年1回発行している。

静岡、長野では、地元における法科大学院の設置などを目的にして、地域の各界、各団体などの代表による司法に関する懇談会を設置している。山梨県弁護士会では、立ち上げを準備している。

〔中部地方〕

1 中部地方の地域司法計画

名古屋弁護士会司法改革運動実行特別委員会	地域司法計画愛知（第一次案改訂版）	2001年10月
岐阜県弁護士会	岐阜地域司法計画（第1次案）	2001年10月
金沢弁護士会	石川県地域司法計画（第一次案）	2002年1月
富山県弁護士会	富山県地域司法計画（第1次案）	2002年11月
三重弁護士会	地域司法計画（第1次）	2002年12月

（作成時順）

2 計画の目的、視点

中部地方の各地域司法計画は、計画作成の目的、視点などについて次のように述べる。なお、いずれも審議会意見書が発表されたあとの作成である。

名古屋 地域の司法の現状と問題点を市民と一緒に考え、あるべき司法の姿を議論する。

岐阜 地域に根ざした、市民による市民のための司法の実現をめざす。

石川県 小さな司法から大きな司法へ、中央集権的司法から分権的司法へ、官僚的司法から市民の司法へ、地域の視点から市民の司法、地域に根ざした、地域の住民の視点に立った司法の実現。

富山県 富山県における司法の現状と課題を明らかにし、司法制度改革がこの地域において市民のための司法として実現するよう、その展望を探りたい。

三重 司法の理念を県下隅々まで行き渡らせることができるように努めたい。

3 中部各県の司法の現状と提言

(1) 裁判所について

第1に、中部の各県でも、裁判件数が増加しているのに、裁判官はほとんど増員されていない。

第2に、そのため、審理や判決に影響が出ている（岐阜の報告など）。

第3に、そこで、各弁護士会は、裁判官の大幅な増員あるいは緊急の増員を求めている。岐阜は3倍強の増員が必要であるとし、富山は2倍の増員が必要であるとし、名古屋、石川は応急措置の数を要請している。

第4に、愛知県下、岐阜県下では、裁判所支部の増設の要請がある。

なお、いずれの地域司法計画も、裁判所については、人的物的条件の改善だけでなく、弁護士任官と判事補の他職経験などを中核とするキャリア裁判官制度の改革の必要性を強調している。

①愛知県

(実情)

名古屋地裁では、10年間で民事事件は1.47倍、破産は9.6倍、家裁の家事事件は、1.68倍も増えている。しかし、名古屋地裁家裁の裁判官総数は69名が77名に1.1倍になっただけである。支部の裁判官も忙しい。

(提言)

- ・豊田市に地家裁支部を増設を。
- ・裁判官を1.5倍に(手持ち事件を150件とするとして算定)
- ・キャリア裁判官制度の改革。弁護士任官の増員を。

②岐阜県

(実情)

岐阜地裁・家裁の事件数は、民事・行政事件の平成元年は7268件、平成10年は11729件で、1.61倍。家事事件は、平成元年4291件、平成10年は6472件で、1.5倍に増えた。しかし、岐阜地裁・家裁の裁判官数は、平成元年から平成10年まで17名程度で、横ばいである。

簡裁は、事件が9234件が1万6176件に激増しているのに、簡裁判事は、9名が6名に減少している。

(提言)

- ・必要な裁判官数を細かく算定し、現在の15名を53名(3倍強)に増員すべきとしている。
- ・裁判所支部の増設か、あるいは巡回裁判所を。
- ・弁護士費用の敗訴者負担は導入すべきでない。

③石川県

(実情)

本庁の場合、平成3年民事通常訴訟519件、平成12年760件で1.46倍になり、刑事事件は、1.86倍に増えたが、地裁裁判官は、横ばいである。

(提言)

- ・10年前の状態にするため、至急、高裁、地裁の17名を9名増員すべき。

④富山県

- ・裁判所の民事、家事、刑事などの事件数は、県全体では10年間大

きな変動はないが、現状は裁判官は過重な件数を処理しているといえる。現在10名であるが、日弁連の算式によると、2.2倍の22名が必要である。

⑤三重県

(実情)

・三重県内の各裁判所の事件数は大幅に増えており、津地裁本庁の民事・行政新受事件は平成8年から平成13年の5年間で34%増えたが、裁判官の増員はない。

県内の倒産は急増し、2001年の破産事件は1989年の1.3倍である。県内の離婚件数は増加しており、家事事件も増えている。

・2002年に行った裁判官評価アンケートでは、裁判官が記録を読んでいる、十分な審理を行っていない、訴訟関係人に高圧的な態度を取るなどの指摘がされている。拙速になっているとの声もある。

(提言)

・裁判官は現在の14人を2.5倍の35人に増員すべきである。

・裁判官のキャリアシステムを改革すべきである。

(2) 検察官

富山県などの計画は、副検事の肩代わり現象を改善するため、相当数の検事の増員が必要であるとしている。

(3) 弁護士、弁護士会について

① 各弁護士会は法律相談事業、当番弁護士などを重視

すなわち、いずれの弁護士会も、弁護士会で行う諸活動を重視し、中小規模の会では、7割、8割以上の会員が、法律相談事業、当番弁護士、法律扶助などを担当している。

たとえば、金沢弁護士会では、会員82名であるが、22の委員会を設けて活動している。会での法律相談のほか、市役所など県内27カ所の無料法律相談を受託している。87%の弁護士が当番弁護士を行い、77%が法律扶助の登録をしている。

富山弁護士会も、会員50名のうち42名が当番弁護士に登録している。また、市民を対象にした定期広報誌（TOMOLA倶楽部）を発行している。

名古屋弁護士会は、県下8カ所に法律相談センターを設置し、栄のセンターは、年中無休で、夜間相談も行い、専門窓口も設けている。また、県内31の市すべてで無料相談を実施している。

これらの法律相談、当番弁護士、法律扶助などは、増加の一途をたどっており、さらなる拡充が必要である。

② 弁護士過疎の問題

弁護士過疎、偏在の問題がある。これに対して、各弁護士会は、法律相談センターを設置している。

たとえば、岐阜県の御嵩支部内には弁護士1人しかいないので、岐阜弁護士会は、美濃加茂、八幡、中津川に法律相談センターを設置している。さらに、大垣、高山での設置も検討している。

また、石川県では、金沢市内で開業する弁護士は増加しているが、小松支部、七尾支部管内が停滞している。そこで、金沢弁護士会は、法律相談センターを、能登、南加賀、七尾に設置している。

富山県弁護士会は、富山の本部のほか魚津支部に法律相談センターを設置している。

三重県弁護士会は、古くから津と四日市に法律相談センターを設けていたが、すべての支部所在地に法律相談センターを設けることにし、名張市、熊野市に開設した。残る伊勢、松阪にも近く開設予定である。また、2002年6月熊野市に全国で8番目の公設事務所を設置した。

住民には、弁護士が常駐する事務所の設置が望ましく、今後の課題である。

③ 弁護士の増員あるいは活動領域の拡大

岐阜では、弁護士は微増であることから、将来に向けて増員が必要とされている。

富山では、人口あたりの訴訟件数が他の中部5県と比して少なく、弁護士(会)が潜在需要に応えられていない可能性もあると考えている。

また、名古屋では、842名の弁護士がいるが、企業内弁護士は1人であり、外部監査の例も無いので、活動領域の拡大が課題とされている。

(4) 法科大学院

愛知県内では、5校で検討されており、名古屋弁護士会は全面的にバックアップする体制を取っている。

富山は北陸3県の弁護士会で、少なくとも北陸に法科大学院を設置するよう取り組むとしている。

また、岐阜弁護士会は、当面は愛知県内に設置される予定の法科大学院に関与するとしている。

(5) その他の司法制度改革

国民の司法参加(陪審・参審)の実現、ADRの整備、法教育の実践などについて、提言がある。

(6) 地方自治体の役割

名古屋の計画及び岐阜の計画は、地方自治体に対し、①法律相談センター・公設事務所の設置、②自治体における相談窓口の拡充、③自治体の救済機関、④司法教育、⑤弁護士の自治体行政への関わり、外部監査などを提案している。

〔近畿地方〕

1 近畿地方の地域司法計画

(審議会意見書前)

京都弁護士会	京都地域司法計画(第1次案)	2000年3月
大阪弁護士会	大阪地域司法計画(第1次案)	2001年3月
兵庫県弁護士会	兵庫県地域司法計画(第1次案)	2001年3月
滋賀県弁護士会	滋賀県地域司法計画(案)	2001年4月
奈良県弁護士会	奈良地域司法計画(試案)	2001年5月

(審議会意見書後に改訂)

和歌山弁護士会	和歌山地域司法計画	初版2001年9月, 改訂版2002年10月 (作成時順)
---------	-----------	-------------------------------------

2 地域司法計画の目的

近畿地方では、京都の地域司法計画が2000年3月に全国で最初に作成され、その後も審議会意見書が発表される前の作成である。市民が担う司法をめざし、法曹一元の実現、陪審制の導入に向けての地域の課題が中心となっている。

その後、和歌山では改訂版が出され、兵庫県では現在改訂作業中である。計画作成の目的、視点などについて次のように述べる。

京都	司法改革に市民が積極的に参加することが必要であり、どのような改革が必要かを地域的な課題として地域から提言していく。
大阪	大阪の司法は充実しているか、大阪の住民の裁判を受ける権利は実現しているかという観点から検証し、改革をはかろうとするもの。なお、計画作成後、地方議員アンケートを実施し、また、計画について知事、議員との懇談会を開催した。
兵庫県	地域の隅々まで法が行き渡り、司法による救済が分け隔て無く容易になされる社会を実現するため、法曹一元、陪審・参審制の基本理念をベースに起き、裁判所配置、裁判官数、弁護士へのアクセス、弁護士過疎問題、社会的弱者への対応、法曹養成などにつき提案する。なお、地方議員アンケートを実施した。
滋賀県	滋賀県下の適正裁判官数、裁判所の配置について提案する。
奈良県	奈良の司法の到達点、問題点を検証し、21世紀の奈良の司法が如何にあるべきかを提案する。裁判所の配置、管轄、公設事務所

や相談センター、地方自治体や市民団体との提携などを提案している。

和歌山 和歌山の地における、国民の利用しやすい、国民のための、国民の参加する司法を実現するため、和歌山の現状を踏まえて、県民と話し合いのためのたたき台として作成した。

3 近畿各府県の司法の現状と提言

(1) 裁判所について

近畿の地域司法計画の裁判所に関する部分の特徴は、第1に、京都、大阪などを中心に、法曹一元制と弁護士任官の課題を重視していることである。

第2に、裁判官の増員について、兵庫県、和歌山県では、あるべき裁判の姿を前提に、必要な数を試算していることである。兵庫県の計画では3倍、和歌山の計画では2倍が必要としている。

また、京都、滋賀などでは、50年あるいは30年前に比べて、事件数は何倍にも増加しているが、裁判官数は変化がない、あるいは減少していると報告されている。

第3に、近畿のすべての府県で、裁判所の支部の増設など、裁判所の配置の見直しを提言している。

①京都

(実情)

過去50年間で、民事・行政事件は3倍になるなど、事件は大幅増加し、弁護士数は約2倍になったが、裁判官はむしろ減少している(1955年は地裁家裁合わせて48名、1999年は44名)。

(提言)

- ・裁判官を大幅に増員する。
- ・法曹一元制度にするためには、京都では毎年2、3名が任官すれば、10年で主要な部分を担えるようになる。
- ・法律家、学者、市民からなる「裁判所運営委員会」を提案している。現在は形骸化しているが、家庭裁判所には「家庭裁判所委員会」がある。
- ・京都府南部エリアに地裁家裁支部の設置を提言している。

②大阪

(実情)

大阪地裁の裁判官は161名いるが、その半分(82名)は、本来一人で裁判ができない判事補である。1998年に大阪弁護士会は地

裁と高裁の裁判官増員を求める総会決議を行い、府下21の地方自治体議会で増員決議が行われたが、その後も、さしたる増員はない。

(提言)

・裁判官の手持事件を150件程度にすることを前提に、直ちに2割増にすべきとし、20年先に今の287名を489名に増員することを提案している。

・日弁連の法曹一元の提言を基に、大阪では任官毎年20名～30人の任官が必要であることを試算した。

・簡裁の事件数、法律相談者の住所などから、大阪府東部と北部に地家裁支部の増設を提案している。

③兵庫県

(実情)

県の面積が広く、全国最多数の9つの支部があるが、裁判所、検察庁、弁護士ともに偏在の問題がある。

(提言)

・必要な裁判官数を詳細に検討している。執務可能時間を2540時間とし、処理可能件数年間202件として、現在は裁判官60人であるが、208人(3倍)に増員する必要がある。

・弁護士任官について、計画では、まず一人出し、その後毎年2、3人出すとしていたが、その後、それに沿って進んでいる。

・裁判所の配置を見直し、人口急増の三田市に支部を新設すべきである。その他出張所あるいは巡回裁判所の設置が検討されるべきである。

④奈良県

(実情)

1989年から1998年の間に、地裁民事事件は1.76倍に、家事事件は1.63倍に増えた。しかし、管内の裁判官は、1953年当時から大きな変化がない(判事10名は同じ、判事補が2名から5名の間で増減)。支部や簡裁の裁判官は兼任が多い。開廷日が週に1回あるいはそれ以下もある。

(提言)

・すぐにでも裁判官、裁判所職員は2倍に増員すべきである。

・裁判所の配置と管轄を見直し、京都府南部、和歌山県北部などは、どちらの地家裁でも利用できるように、二重管轄を認めるのがよい。

⑤滋賀県

(実情)

・滋賀県の人口増加率は全国平均よりかなり高く、県の人口は30年間で5割増え、地裁の民事事件は4.8倍増えた。しかし、管内の裁判官数はほぼ同じである(30年で1名増えただけ)。

(提言)

・裁判官は地裁、家裁、簡裁合わせて現時点で16人(所長と司法行政事務掌握者を除く)であるが、現時点で28人(1.75倍)が必要である。将来は3倍にすべきである。

・裁判所の配置を見直し、彦根支部、長浜支部を統合して、合議のできる裁判所にするのがよい。また、甲西・栗東地域と今津地域に地家裁の支部を新設すべきである。

⑥和歌山

(提言)

・適切な事件処理ができる前提にして試算し、現在地家裁で計15名の裁判官を30名に倍増する必要がある。

・裁判所の配置を見直し、妙寺・橋本地区などに地家裁の支部の設置を検討すべきである。串本簡裁管内は田辺、新宮の二重管轄がよい。

(2) 検察庁

大阪と和歌山の計画では、特任検事、副検事を廃止し、検事を2倍に増員する必要があるとしている。また、和歌山の計画は弁護士からの検察官任用を提言している。

(3) 国民の司法参加制度(陪審・参審)

審議会意見書の前に作成された京都、大阪の計画は陪審制を前提にして、制度が導入された場合に法律家、市民が担えるかを検討し、いずれも、十分に担えるとしている。

(4) 弁護士、弁護士会について

第1に、いずれの弁護士会も法律相談事業に力を入れている。既に京都、兵庫県、奈良、和歌山は過疎地に法律相談センターを設置し、大阪は弁護士会と副都心、郊外に設置している。大阪では、訴訟当事者になった市民のために民事当番弁護士制度が実施されている。今後は、さらなる法律相談センターの設置と公設事務所の設置が課題になっている。

第2に、法律事務所が府庁・県庁所在都市の中心部に集中しているという問題がある(大阪、京都、兵庫、奈良など)。裁判所の配置の見直しとともに、法律事務所の分散の必要性を指摘している。

第3に、いつでもどこでも弁護士にアクセスできるようにして、人権救済の機能強化をはかるという指摘が重要である(和歌山など)。

①京都

(提言)

- ・法律相談センターを丹後に設置したが、今後、園部町、京都南部に計画する。
- ・北部と南部に地域偏在型の公設事務所を設置し、京都市内に都市型公設事務所を設置する。
- ・法律扶助は府下で500件、7400万円(1998年)であるが、大きく拡充する必要がある。
- ・人権、労働者権利を救済する機関の創設、及び、ADRに関する情報を提供するため、「ADR情報センター」の新設を提案している。

②大阪

(実情)

- ・法律相談事業に力を入れ、3カ所の法律相談センター、市役所、区役所など府下120カ所で無料相談を行っている。1300人の弁護士が担当し、年間7万件の府民の相談に応じている。また、1100人の弁護士が当番弁護士に登録し、年間2500件の出動をしている(1999年)。
- ・訴訟当事者に対し、無料で相談に応ずる民事当番弁護士制度を実施している。

(提言)

- ・裁判所と法律事務所の府下への展開が必要であるとしている。すなわち、各簡裁の事件数と法律相談者の住所から、大阪府下の法的需要の地域分布を分析し、枚方簡裁と東大阪簡裁の管内の司法需要が高いとして、この地域に地家裁支部の増設と法律事務所の誘導を提言している。
- ・少額事件、公益性の高い事件などを対象とする都市型公設事務所を全国に先駆けて設置した。
- ・紛争毎に弁護士が府民に対応できているかの検証ができなかったため、今後検証するとしている。

③兵庫県

(実情)

- ・総合法律センターを淡路、北播磨、丹波、西播磨に設置した。今後は、公設事務所の設置あるいは開設支援を検討する。
- ・法律扶助は震災で認知されて急増し、平成11年は648件の決定をしたが、制度の拡充が必要である。
- ・国選と当番弁護士に約6割の会員が登録しているが、公的被疑者弁護制度ができれば、さらなる登録に努めるとともに、とりあえずは民事、刑事ともに扱う公設事務所を検討する。

(提言)

弁護士情報の提供に努め、ホームページで全会員の紹介をする。
弁護士研修の強化、弁護士の業務改革などを提言している。

④奈良県

(実情)

- ・県内の弁護士は15年で倍増した(38名が80名)。
- ・法律相談センターは、弁護士会のほか、南和地区に設けている。

(提言)

・事務所の県内への分散、過疎地開業への支援、弁護士業務の多様化、専門化、高齢者・障害者の支援、付添人活動の充実、行政への関与などを提言している。

⑤和歌山弁護士会

(実情)

法律事務所の偏在対策として、新宮支部管内に紀南法律相談センターを設置し、御坊支部管内では、週1回の法律相談を実施している。今後は、田辺支部や妙寺・橋本地区にも設置を検討するとしている。

(提言)

いつでもどこでも弁護士にアクセスできるよう、弁護士の増加と法律事務所の偏在の解消、民事当番弁護士制度の導入、夜間・土曜法律相談、メール相談、出張相談、郵送での扶助申し込み、などを検討するとしている。

〔中国・四国地方〕

1 中国・四国地方の地域司法計画

〔中国地方〕

（審議会意見書前）

山口県弁護士会 司法改革委員会 山口県地域司法計画

2001年4月

岡山弁護士会 岡山県地域司法計画2001年（第一次素案）

2001年5月

（審議会意見書後）

広島弁護士会 広島弁護士会地域司法計画（その1）

2002年9月

島根県弁護士会 島根県地域司法計画（試案）

2002年12月

鳥取県弁護士会 鳥取県地域司法計画（第1次）

2002年12月

〔四国地方〕

徳島弁護士会 徳島地域司法計画

2001年8月

愛媛弁護士会 愛媛地域司法計画

2001年12月

香川県弁護士会 香川県地域司法計画（案）

2003年1月

（高知弁護士会は2003年1月末完成予定）

（作成時順）

2 地域司法計画の目的

計画作成の目的、視点などについて次のように述べる。

なお、中国地方と四国地方は分けて紹介するのが妥当であるが、全部が揃っていないこともあり、ここでは合わせて紹介する。

山口県 司法改革は全国的な課題であるが、司法の利用者である市民とともに改革を進める必要がある。

計画では、弁護士会の課題が詳しく説明されている。

岡山県 市民の司法と地方分権的な司法をめざす必要がある。岡山の21世紀の司法を、市民とともに考えていきたい。

計画は、弁護士会として行う司法サービスに重点が置かれている。

広島 これまでの活動を市民の司法の実現という観点からまとめ、改革のための中長期的な目標の策定、その目標をめぐる会内議論の活性化、自治体、諸団体、市民への提言と協議、さらなる目標の修正・調整と新たな目標の設定のために作る。

広島では、全国に先駆けて地方議員にアンケートを行っている。

- 島根県 これからの地域社会における司法と弁護士の役割、これまでの取り組みと現状分析、目標とその方法を考える。
- 鳥取県 司法をより地域の実情にあった利用しやすい制度にするため、鳥取県における司法の現状と課題を検証し、その課題克服のために作る。
- 徳島 司法改革を積極的に推進し、徳島県民のための、徳島県民による司法改革を実現するために、徳島地域司法計画を作る。
計画策定にあたり、地元新聞記者、経済団体、消費者団体、労働団体、相談業務担当者との懇談、県議会議員へのアンケートを実施した。
- 愛媛 地域社会の観点から司法を捉え直し、問題点を調査分析して、あるべき司法像を実現するために、弁護士、弁護士会が取り組むべき方策をまとめた。
計画作成にあたり、地方自治体の首長、地方議会議員のアンケートを行った。
- 香川県 法律相談事業を充実するとともに、司法改革のための各種公共団体・民間団体との協議、裁判員制度や法科大学院など制度の具体化のための法曹三者の協議などをあげている。

3 中国・四国各府県の司法の現状と提言

(1) 裁判所について

第1に、どこも事件数が増えているが、裁判官の数はそのままか（岡山、愛媛など）、逆に減少している（山口、徳島など）。そのため審理に影響がでている（愛媛など）

そこで、いずれも裁判官の増員を求めており、広島、徳島、愛媛などは2倍程度に増員する必要があるとしている。

第2に、裁判官に就任する方法も改革が必要であり、広島では、事実上の法曹一元の実現に向けてシュミレーションをしている。

第3に、支部の復活、支部の裁判官の常駐化の要請がある（岡山、徳島、鳥取など）。

①山口県

(実情)

1989年から2000年までの間に地裁民事・行政事件は約1.5倍に、家事事件は約1.75倍に増えたが、裁判官数は22名から18名に微減になった。兼任している裁判官が多く、審理への悪影響も懸念される。また、3年ないし5年で転勤し、その間、単身

赴任の裁判官も少なくない。

(提言)

裁判官不足の解消，兼任・転補の解消，短期の転勤の解消，職員の総務・事務系統偏重の解消，最高裁が管理する体制の解消が必要である。

②岡山県

(実情)

・民事事件は1965年に比べ，約2.7倍に増えたが，裁判官数はほとんど変化がなく，手持ち事件数は増加の一途を辿っている。

(提言)

・弁護士会は，裁判官を少なくとも1.5倍に増やすよう決議し，県議会，岡山市議会など22の地方自治体議会も裁判官増員決議をあげている。

・平成2年に廃止になった笠岡，高梁，勝山の支部及び廃止になった簡裁について復活を求める。

③広島県

(提言)

・地家裁，高裁，簡裁の裁判官は，現在76名であるが，日弁連試算を基に広島の実情を加味して，約2倍の160名が必要である。

・2026年ころに事実上の法曹一元を実現するためには，当面全国で50名，10年後には100名の弁護士任官者が必要であるとして，広島から3年で2名程度の任官を実現するとしている。

④鳥取県

(実情)

・地裁民事通常事件は，ここ6年はほぼ横ばい，刑事事件は約1.5倍，破産は約2倍。

・倉吉支部には裁判官が常駐していない。

(提言)

・地裁裁判官は現在9名であるが，少なくとも6名を増員する必要がある。

・裁判所は倉吉支部に裁判官を常駐させるべきである。

⑤徳島県

(実情)

・昭和55年の地裁民事事件（手形小切手事件を除く）は584件，平成11年は794件に増えているが，裁判官は減少している。

・地裁の阿南支部と脇町支部では裁判官1人ですべてを処理するが，常駐していない。

(提言)